

◆ 別表 B 公益目的事業比率について



この表の **■** 欄を埋めていくことにより、公益目的事業比率の計算が完成します。
 (電子申請では自動計算されます。)

別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表

記入事項：下記の表を順に埋めて記入してください。	
事業 年度	法人名
事業 年度	法人名
【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】 1.公益法人認定法第3条第1項に定められた公益目的事業比率について算定します。1	
公益目的事業比率の算定	
公益実用費用額(1欄より)	円
公益実用費用額(2欄より)	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	%
公益実用費用額の計算	
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(2)1欄より)	円
土地の使用に係る費用額(別表B(2)2欄より)	円
建物の使用に係る費用額(別表B(2)3欄より)	円
業務の提供の提供等に係る費用額(別表B(2)4欄より)	円
特定費用準備金積立額(別表B(2)5欄より)	円
特定費用準備金取崩額(別表B(2)6欄より)	円
引当金の取崩額(別表B(2)7欄より)	円
貸付の譲渡調整等(別表B(2)8欄より)	円
調整額計(3欄～8欄の計)	円
公益実用費用額(4欄+9欄)	円
公益実用費用額の計算	
公益事業等に係る事業費の額(別表B(2)1欄より)	円
土地の使用に係る費用額(別表B(2)2欄より)	円
建物の使用に係る費用額(別表B(2)3欄より)	円
業務の提供の提供等に係る費用額(別表B(2)4欄より)	円
特定費用準備金積立額(別表B(2)5欄より)	円
特定費用準備金取崩額(別表B(2)6欄より)	円
引当金の取崩額(別表B(2)7欄より)	円
貸付の譲渡調整等(別表B(2)8欄より)	円
調整額計(5欄～10欄の計)	円
公益実用費用額(11欄+12欄)	円
管理運営費用額の計算	
管理費の額(別表B(2)1欄より)	円
土地の使用に係る費用額(別表B(2)2欄より)	円
建物の使用に係る費用額(別表B(2)3欄より)	円
業務の提供の提供等に係る費用額(別表B(2)4欄より)	円
特定費用準備金積立額(別表B(2)5欄より)	円
特定費用準備金取崩額(別表B(2)6欄より)	円
引当金の取崩額(別表B(2)7欄より)	円
貸付の譲渡調整等(別表B(2)8欄より)	円
調整額計(13欄～18欄の計)	円
管理運営費用額(19欄+20欄)	円

㉑ 公益目的事業比率

小数点以下1位未満の端数を四捨五入します。

各費用額の計算

別表 B(5) 該当欄より転記します。



調整額がない場合や、既に公益目的事業比率が50%以上となっており、調整額を加算する必要がない場合は、別表 B(2)～B(4)は作成不要です。



土地の使用に係る費用額について調整の必要がなければ、この別表は作成不要です。

別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定



公益目的事業比率の計算に際して調整する額の1つとして、「土地の使用に係る費用額」について説明していただくものです。

記入要領：下記の表を縦書きで記入してください。

NO.	事業年度	自 年 月 日	法人コード
	定 年 月 日	種	法人名

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】
公益法人認定法第9条第4号に定められた公益目的事業比率の計算について必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。土地一筆ごとに1枚記入してください。

1	土地の所在地	面積	地積	用途	用途
2	1筆当りの土地賃料相当額(円)	円	円	円	円
3	土地の賃料相当額(4)の算定根拠	<p>① 不動産鑑定士等の鑑定評価</p> <p>② 固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式(3倍以内)</p> <p>③ 賃貸事例比較方式や利回り方式などから選択できます。</p>			
4	土地の使用に当たり負担した費用額の内訳と算定根拠	事業番号	事業の内容	各事業ごとの土地使用方法	配賦額
5	算入対象となる事業名と土地使用方法、配賦額	円	円	円	円
6	土地の賃料相当額の各事業の費用額への配賦計算内訳(円)の内訳(算出根拠)	円	円	円	円

① 土地の使用に当たり負担した費用額(固定資産税額等)

実際に支出し、経常費用の額に算入されているものを控除することで、二重計上を排除します。

② 土地の賃料相当額(4)の算定根拠

土地の賃料相当額の計算方法は

- ① 不動産鑑定士等の鑑定評価
- ② 固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式(3倍以内)
- ③ 賃貸事例比較方式や利回り方式などから選択できます。

③ 事業番号

別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載してください。

④ 各事業ごとの土地使用方法、配賦額

例えば公益目的事業と収益事業に共通に使っている土地を費用額に算入する場合、公益目的事業だけではなく、収益事業についても適切に配賦しなければなりません。

配賦額は、1円単位で記載し、小数点以下の端数については適宜調整してください。

別表B(3) 融資に係る費用額の算定



公益目的事業比率の計算に際して調整する額の1つとして、「融資に係る費用額」について説明していただくものです。



融資に係る費用額について調整の必要がなければ、この別表は作成不要です。

記入要領：下表の水色欄(部分)を記入してください。

NO.	事業年度	前年	年	月	日	法人コード
		翌年	年	月	日	法人名

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】
 (公益法人認定法第9条第4号に定められた公益目的事業比率の計算について必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

事業番号	1	事業の内容	2
貸付の内容	3		(b)
貸付利率	4		(c)
借入れをして調達した場合の利率	5		(d)
費用額に算入する額 (7欄の算定根拠)	6		(e)
費用額に算入する額	7		

※資料を添付する場合は、資料の番号と資料名を記載してください。
 (資料番号 資料名)

7欄の額を、別表B(5)第(融資に係る費用額)へ転記してください。

㉑ 事業番号及び事業の内容

別紙2の1.の「事業の一覧」に記載した「事業番号」及び「事業の内容」を記載してください。

㉒ 貸付の内容

貸付金の名称、年額(月額)、期間等を記載してください。

㉓ 貸付利率

融資先に対する融資の貸付利率を記載してください。

㉔ 借入れをして調達した場合の利率

貸付の原資となる資金を借入れて調達した場合の借入利率について記載してください。
 前事業年度末の長期プライムレートや貸出約定平均金利を使用します。
 (記載例：□.□% ○年×月の長期プライムレート)

㉕ 費用額に算入する額(7欄)の算定根拠

「借入れをして調達した場合に必要な費用の額」から「当該融資によって実際に得られる利子収入の額」を除いた額が「費用額に算入する額」となります。ここでは、それぞれの額の算定根拠について説明してください。



無償の役務の提供等に係る費用額について調整の必要がなければ、この別表は作成不要です。

別表B(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定



公益目的事業比率の計算に際して調整する額の1つとして、「無償の役務の提供等に係る費用額」について説明していただくものです。

記入要領：下流の水色欄（部分）を記入してください。

NO.	事業年度	前年	前月	前日	法人コード
	事業年度	翌年	翌月	翌日	法人名

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】
公益法人規程第5条第5号に定められた公益目的事業比率の計算に必要となる、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1行ごとに記入してください。

役務提供等の名称	1	
役務提供等の内容	2	a
役務提供等を受ける機関	3	
役務の提供があった事実を証する方法	4	b
必要対価の額 役務提供の対価額	5	c
費用額に算入する総額 (5欄-6欄)	7	
必要対価の額(5欄)の算定根拠 役務提供の証へ対価や、従へ人数、乗車等の算定根拠を詳しく記載してください。また、前年度の算定根拠があれば記入してください。	8	d
支払対価の額(9欄)の内容と算定根拠	9	
算入対象となる事業と配賦額 (配賦額は別表B(5)及び「無償の役務提供等に係る費用額」へ転記してください)	10	e
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11	f

a 役務提供等の内容

誰もが無料で受けられる役務等は入りません。

b 役務の提供があった事実を証する方法

原則、提供者の署名、連絡先が必要になります。署名がもらえない場合には、その理由と署名に代え証する方法を記載します。

c 支払対価の額（役務提供に対し実際に支払う額）

役務の提供が無償により行われた場合に限らず、低廉な対価や諸経費を法人が負担した場合にも必要対価の額との差額が費用額に算入できます。この場合の法人が負担した対価等を6欄に記載します。

d 必要対価の額(5欄)の算定根拠

専門家による専門サービスを受けた場合には、専門サービスとしての対価となります。民間企業等からの出向者については、出向元からの給与を指標とすることができます。また、役務提供地の最低賃金によることも可能です。

e 事業番号

別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載してください。

f 配賦額

配賦額は、1円単位で記載し、小数点以下の端数については適宜調整してください。

別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表



公益目的事業比率の計算において、各事業別に費用額を配賦した結果を取りまとめる計算をしていただくものです。〔その1〕に公益実施費用額を、〔その2〕に収益等実施費用額、管理運営費用額及び費用額の配賦基準を記載します。

〔その1〕

記入事項、内容の名称、単位を記入してください。											
種別	業	地	務	設	設	設	設	設	設	設	設
種別	業	地	務	設	設	設	設	設	設	設	設
【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1 公益目的事業比率算定に係る費用の配賦基準を記載してください。各事業別の配賦基準を記載してください。 (単位:円)											
a	I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)										
b	II 土地の使用に係る費用額										
c	III 融資に係る費用額										
d	IV 無償の役務の提供等に係る費用額										
e	V 特定費用準備資金当期積立額										
f	VII 引当金の取り崩し額										
g	VIII 財産の譲渡損等の額										
h	II~VIII										

a I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)
収支予算書の経常費用から転記します。

b II 土地の使用に係る費用額
所在地(略記可)は別表B(2)1欄、費用額は別表B(2)9欄より転記します。

c III 融資に係る費用額
貸付の内容(略記可)は別表B(3)3欄、費用額は別表B(3)7欄より転記します。

d IV 無償の役務の提供等に係る費用額
役務提供等の内容(略記可)は別表B(4)2欄、費用額は別表B(4)10欄より転記します。

e V 特定費用準備資金当期積立額
別表C(5)【当年度】積立額を各事業区分に応じ転記します。

f VII 引当金の取り崩し額
マイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が計上されない処理を行った場合には記載不要です。

h II~VIII
該当する費用がなければ記載不要です。

g VIII 財産の譲渡損等の額
収支予算書の経常費用の額に認定法施行規則§15 I、III、IVに定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が計上されている場合のみ、マイナスで記載し、費用額から減じます。
また、認定法施行規則§15 IIに規定する財産の原価の額が収支予算書の経常費用の額に計上されていない場合には当該金額をプラスで記載し、費用額に加えます。

[その2]

記入事項：下の各欄を、適切に入力してください。

		公益事業区分						経常費用	合計		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7			
【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算書】その2											
<small>(公益目的事業比率算定に係る費用の発生状況を示すため、別表B(1)に転記するものとする。)</small>											
事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)											
a	事業費の額										
土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)											
b	所在地										
融資に係る費用額(別表B(2)より)											
c	融資の内訳										
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)											
d	役務提供等の内容										
特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)											
e	特定費用準備資金の名称										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力不要です。</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>										特定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力不要です。	
特定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力不要です。											
引当金の取り崩し額(別表B(4)より)											
f	引当金の名称										
財産の譲渡損等の額(別表C(5)より)											
g	譲渡の内訳										
合計											
h	合計										

a I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

収支予算書の経常費用から転記します。

b II 土地の使用に係る費用額

所在地(略記可)は別表B(2)1欄、費用額は別表B(2)9欄、配賦基準は別表B(2)10欄より転記します。

c III 融資に係る費用額

融資にかかる費用額は、収益等実施費用額、管理運営費用額には、その性質上計上することは出来ません。

d IV 無償の役務の提供等に係る費用額

役務提供等の内容(略記可)は別表B(4)2欄、費用額は別表B(4)10欄、配賦基準は別表B(4)11欄より転記します。

e V 特定費用準備資金当期積立額

別表C(5)【当年度】積立額を各事業区分に応じ転記します。

f VII 引当金の取り崩し額

マイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が計上されない処理を行った場合には記載不要です。

h II~VIII

該当する費用がなければ記載不要です。

i 合計(参考)

[その1]の公益実施費用額と、[その2]の収益等実施費用額及び管理運営費用額の合計を記載します。該当する費用がなければ記載不要です。

g VIII 財産の譲渡損等の額

収支予算書の経常費用の額に認定法施行規則§15 I、III、IVに定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が計上されている場合のみ、マイナスで記載し、費用額から減じます。

また、認定法施行規則§15 IIに規定する財産の原価の額が収支予算書の経常費用の額に計上されていない場合には当該金額をプラスで記載し、費用額に加えます。

《参考》 収支予算書内訳表からの転記の方法
 (公益目的事業比率、遊休財産額の保有上限額)

収支予算書内訳表
 平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	××	共通	小計			共通	小計			
一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
事業収益										
.....										
.....										
経常収益計										
(2) 経常費用										
事業費										
給料手当										
退職給付費用										
減価償却費										
.....										
管理費										
役員報酬										
給料手当										
退職給付費用										
減価償却費										
.....										
経常費用計										
評価損益等調整前当期経常増減額										
投資有価証券評価損益等										
当期経常増減額										
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
.....										
(2) 経常外費用										
.....										
指定正味財産増減の部										
.....										
正味財産期末残高										

この欄の数字を
別表 B(5) [その 1] の
I 欄に記載

この欄の数字を
別表 C(1) の
17 欄に記載

この欄の数字を
別表 B(5) [その 2] の
I 欄に記載